

委員の要件等（イメージ）

委員会	所掌事務	任命者	人数	要件	任期（再任）
選考助言委員会	選考委員会が会員候補者の選考の基準等の案を作成するに当たって、意見を述べる。	会長	7～9人	会員及び連携会員以外の者であって、次に掲げる事項に関し広い経験と高い識見を有するもの 一 内外の学術に関する研究の動向 二 科学技術（学術）に関する研究開発の成果の確保並びにその普及及び活用 三 学術に関する研究開発の成果の確保及び産業技術の向上 四 地域の特性に応じた学術に関する研究の動向及び研究開発の成果の活用の状況 ○ 前項の一から三までに掲げる委員は、優れた研究又は業績がある科学者であることを要する。	① 3年 （再任可）
					② 6年 （再任不可）
日本学術会議 評価委員会	ミッション及び中期的な活動計画に基づく学術会議の活動・運営の状況に関する評価、学術会議による自己点検・評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。 学術会議が中期的な活動計画を策定する際に意見を述べる。	総理	7～9人	次に掲げる事項に関し広い経験と高い識見を有する者 一 内外の学術に関する研究の動向 二 科学技術（学術）に関する研究開発の成果の確保並びにその普及及び活用 三 学術に関する研究開発の成果の確保及び産業技術の向上 四 国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況 五 組織の管理・運営に関する事項	① 3年 （再任可）
					② 6年 （再任不可）
運営助言委員会	会長が行う中期的な計画、年度活動計画及び予算の案の作成、組織の運営・管理について、意見を述べる。 会長の諮問に対し、意見を述べる。	会長	5人以上 7人以下	会員及び連携会員以外の者であって次に掲げるもの 一 内外の学術、産業若しくは地方に関し広くかつ高い識見を有するもの又は社会経済情勢若しくは国民生活に精通しているもの 二 組織の管理・運営に関する高度な知識及び経験を有するもの ○ 「二」が委員の過半数 ○ 選考助言委員会の委員を兼ねることができる。	① 3年 （再任可）
					② 6年 （再任不可）
監事	会議の業務及び財産の状況並びに会員の職務の執行の状況を監査する。 役員会及び総会に出席し、意見を述べる。 会議の業務若しくは財産の状況又は会員の職務の執行の状況について、会長及び内閣総理大臣に対し報告する。	総理	2人 （少なくとも1人は常勤）	会員（及び連携会員）以外の者から、内閣総理大臣が任命する。 ※以下の内容を規定予定 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。	① 3年 （再任可）
					② 6年 （再任不可）